

# 令和4年第6回永平寺町議会定例会議事日程

(1日目)

令和4年8月29日(月)

午前10時00分 開 議

## 1 議事日程

- |     |        |                                     |
|-----|--------|-------------------------------------|
| 第 1 |        | 会議録署名議員の指名                          |
| 第 2 |        | 会期の決定                               |
| 第 3 |        | 諸般の報告<br>(町長招集あいさつ)                 |
| 第 4 | 報告第 3号 | 令和3年度永平寺町財政健全化判断比率等の報告について          |
| 第 5 | 承認第10号 | 令和4年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について       |
| 第 6 | 議案第49号 | 令和3年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定について        |
| 第 7 | 議案第50号 | 令和3年度永平寺町上水道事業会計の余剰金処分及び決算認定について    |
| 第 8 | 議案第51号 | 令和4年度永平寺町一般会計補正予算について               |
| 第 9 | 議案第52号 | 令和4年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について       |
| 第10 | 議案第53号 | 令和4年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について           |
| 第11 | 議案第54号 | 令和4年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について       |
| 第12 | 議案第55号 | 令和4年度永平寺町上水道事業会計補正予算について            |
| 第13 | 議案第56号 | 永平寺町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について |
| 第14 | 議案第57号 | 永平寺町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第15 | 議案第58号 | 永平寺町過疎地域持続的発展計画の策定について              |
| 第16 | 諮問第 1号 | 永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について                |
| 第17 |        | 議員派遣の件                              |

## 2 会議に付した事件

議事日程のとおり

## 3 出席議員（13名）

- 1 番 酒 井 圭 治 君
- 2 番 長 岡 千 恵 子 君
- 3 番 川 崎 直 文 君
- 4 番 朝 井 征 一 郎 君
- 6 番 金 元 直 栄 君
- 7 番 森 山 充 君
- 8 番 清 水 憲 一 君
- 9 番 滝 波 登 喜 男 君
- 10 番 齋 藤 則 男 君
- 11 番 上 田 誠 君
- 12 番 松 川 正 樹 君
- 13 番 楠 圭 介 君
- 14 番 中 村 勘 太 郎 君

## 4 欠席議員（1名）

- 5 番 清 水 紀 人 君

## 5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

- |           |   |           |
|-----------|---|-----------|
| 町         | 長 | 河 合 永 充 君 |
| 副 町       | 長 | 山 口 真 君   |
| 教 育       | 長 | 室 秀 典 君   |
| 消 防       | 長 | 坪 田 満 君   |
| 総 務 課     | 長 | 吉 川 貞 夫 君 |
| 契 約 管 財 課 | 長 | 竹 澤 隆 一 君 |
| 防 災 安 全 課 | 長 | 吉 田 仁 君   |
| 財 政 課     | 長 | 森 近 秀 之 君 |
| 総 合 政 策 課 | 長 | 清 水 智 昭 君 |

住 民 税 務 課 長	原 武 史 君
会 計 課 長	石 田 常 久 君
福 祉 保 健 課 長	木 村 勇 樹 君
子 育 て 支 援 課 長	島 田 通 正 君
農 林 課 長	黒 川 浩 徳 君
商 工 観 光 課 長	江 守 直 美 君
建 設 課 長	家 根 孝 二 君
上 下 水 道 課 長	朝 日 清 智 君
学 校 教 育 課 長	多 田 和 憲 君
生 涯 学 習 課 長	清 水 和 仁 君

6 会議のために出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	坂 下 和 夫 君
書 記	酒 井 春 美 君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

(午前10時00分 開会)

～開 会 宣 告～

○議長（中村勘太郎君） 開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

去る8月25日、町長より令和4年第6回永平寺町議会定例会の招集告示がなされ、早速ご案内を申し上げましたところ、各議員におかれましては、ご健勝にて一堂に会し、ここに本会議が開会できますことを、心より厚く御礼を申し上げます。

なお、本日傍聴に来庁されました皆様には、傍聴心得を熟読され、ご協力いただきますようお願いを申し上げます。

今定例会は、クールビズ期間に伴い、本町においても議会開催中の服装をノーネクタイで臨んでおりますので、ご理解のほどお願いを申し上げます。

また、議場への入場には、マスク着用など新型コロナウイルス感染症予防にご理解とご協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

本日の会議事件の説明者として、町長、副町長、教育長、消防長並びに各課長の出席を求めています。

なお、新型コロナウイルス感染状況を鑑み、審議中でも1時間をめどに議場内を換気いたします。また、休憩回数を増やすなど議会における新型コロナ対策の強化を行い、危機管理上の措置を取りたいと存じます。ご理解、ご協力をお願いいたします。

本日の議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、ご確認のほどお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。

これより令和4年第6回永平寺町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

～日程第1 会議録署名議員の指名～

○議長（中村勘太郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、3番、川崎君、4番、朝井君を指名します。

～日程第2 会期の決定について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期を、本日、8月29日から9月16日までの19日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日、8月29日から9月16日までの19日間に決定いたしました。

～日程第3 諸般の報告～

○議長(中村勘太郎君) 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

諸会合の出席状況報告書を皆様のお手元に配付してありますので、ご確認のほどお願いいたします。

次に、例月出納検査の結果が監査委員より提出されております。その写しを皆様のお手元に配付してありますので、ご報告に代えさせていただきます。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、町長より招集の挨拶を受けます。

町長。

○町長(河合永充君) おはようございます。

本日ここに、令和4年第6回永平寺町議会定例会が開会されるに当たり、町政運営の所信の一端を申し述べるとともに、今回ご提案いたします議案等の概要についてご説明申し上げます。

厳しい残暑が続いておりますが、たそがれどきの風が涼しくなるなど、季節の移り変わりを感じるようになってまいりました。

議員各位におかれましては、ご創建でご活躍のことと心よりお喜び申し上げます。第6回定例会のご案内をさせていただきましたところ、ご参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

まず初めに、8月4日から8月5日かけての大雨により甚大な被害に遭われた皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。この猛烈な大雨は北陸自動車道や国道8号への土砂流入による道路不通、JR北陸本線の線路冠水による列車運休など、福井県の南北交通を寸断する甚大な被害をもたらしました。

特に南越前町では、里山のあちらこちらで河川堤防の決壊や越水が発生し、将来をつなぐ道路が寸断され、家屋が浸水、破損するなどの甚大な土砂災害が発生しました。

本町においては、災害発生の一報が入ってからすぐに勝山市役所と南越前町役

場に電話を入れ、被災状況や支援が必要な物資等についての確認を行いました。その情報により、南越前町の被害が想像以上に甚大であることが確認されたため、平成28年2月に南越前町と締結した災害時相互応援協定に基づき、速やかに実効ある災害支援活動に移りました。

行政支援については、災害発生直後の8月5日に消防本部から福井県広域消防相互応援協定に基づき隊員3名を派遣し、県内の各消防本部とともに避難状況調査及び安否確認を実施しました。

また、南越前町より給水応援要請を受け、こちらも災害発生直後の8月5日から4日間、加圧式給水車1台、職員延べ12名を現地に派遣しました。本町の給水車は県内市町では一番に被災現場に駆けつけ、大規模な断水が発生した今庄地区において南越前町役場職員と協力し、直ちに地域住民に対して給水活動を行いました。派遣した職員は、被災者の方が一番困っている水が少しでも確保できるようにと、使命感を持って活動に従事しました。

ほかにも、8月14日に被害家屋の認定調査委員を2名派遣し、速やかに罹災証明書の発行を支援しました。

物的支援については、17集落1,000世帯以上で断水が続いているとの情報を受け、8月7日に飲料水1,764リットル、手指消毒液150リットルを搬送しました。

災害ボランティア派遣については、8月8日から3日間、職員延べ40人を現地に派遣し、一般のボランティアの方々とともに、浸水した家屋の泥出しや家財の搬出作業を行いました。また、8月13日には災害ボランティアバスを運行し、ボランティアに参加する町民13名を輸送しました。さらに、8月16日には災害見舞金を送り届けました。

本町では、家屋浸水などの大きな被害はございませんでしたが、今後も想定外の災害に備え、様々な機会を通じて防災意識の高揚を図るとともに、今回、職員が被災地で得た貴重な経験を共有し、今後の防災行政に生かしてまいります。

また、これから秋にかけては台風や前線の影響で大雨、洪水、暴風による自然災害が発生しやすい季節となります。以前ですと、水害は地震とは異なり予測ができる可能性が高い災害でしたが、線状降水帯の発生は事前に予測すること大変困難で、一度大雨になると逃げ後れや避難中に被災する状況が、全国でも確認されております。

町では、気象台からの気象情報や県からの防災情報を的確に把握し、早め早め

の防災対策を講じてまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

永平寺町の夏の風物詩、九頭竜フェスティバル2022 第35回永平寺大燈籠ながしが、3年ぶりに有観客で開催されました。先祖供養や家内安全、コロナ禍の収束などの願いを込め、約5,900基の燈籠が九頭竜川の川面に光の帯を描きました。

今回は、状況によっては警報級の雨による川の増水が心配されていたことから、来場者の安全確保を最優先とするため、急遽予定を変更し、2日間にイベントを分けて実施しました。

常任委員会におかれましては、天気予報が目まぐるしく変わる中、難しい判断となりましたが、8月20日の夜に四季の森複合施設の旧傘松閣において大施設法要を執り行い、翌21日の夕刻より大燈籠ながしと打ち上げ花火を実施した臨機応変な判断は、開催を待ち望んでいた町民や来場者の方々の期待に応えるものとなりました。

これからも歴史を重ね、次世代に継承していけるよう、時代のニーズに合わせて形を変えることも考えながら、実行委員会とともに歩んでまいりたいと考えております。

新型コロナウイルスの第7波による急速な感染拡大は、本町においても一日50人以上の新規感染者を確認する日もあり、第7波の累計感染者数も8月28日時点で1,289人とこれまでの全感染者数の約6割を占める状況となっております。

本町の新型コロナウイルスワクチン接種状況につきましては、8月28日時点では12歳以上の接種対象住民の91%が2回目の接種を終了し、76%が3回目を終了しております。

重症化予防を目的とする4回目接種は、60歳以上の人、基礎疾患のある人、医療、介護等に従事している人が接種できる体制を取っており、8月中には約60%の人が終了する見込みでございます。

ファイザー社のワクチン追加供給が見込めない時期に入っていますが、モデルナ社ワクチンは十分に届いておりますので、接種券が届きましたら福井県が設置している接種センターや、本町内の接種会場で早い時期での接種をご検討願います。

5歳から11歳までの幼児に対するワクチン接種は、福井市内の医療機関でも接種できるよう広域接種の体制を整えております。お子さんの接種に当たっては、

ご心配もおありのことと存じますが、オミクロン株への効果や安全性に関するデータが集まってきたことで、努力義務規定を保護者に適用するとされました。

また、消防本部における陽性者の救急搬送は、7月において5件、8月において18件の出動となっております。このような状況の中、救急業務における感染防止対策をさらに進めるために、自動心臓マッサージ器を購入し、高規格救急車への積載を予定しているところでございます。自動心臓マッサージ器は、緊急搬送における感染防止を図る観点から、各市町の救急隊にも導入が進んでいるところであり、当消防本部でも有効活用し、今後とも感染防止の強化と救命率向上に努めてまいります。

新型コロナウイルス感染症との闘いはいまだ続いております。失業率の高まりや自殺の増加など、社会経済活動へのマイナス影響が続くことが心配されております。結婚件数が大幅に減っており、将来的に約24万3,000人の出生が減少すると試算された報道には、遅れて現れてくるのであろう埋め合わせの効かない影響に危機感を感じているところでございます。

続きまして、デマンド型交通促進事業について申し上げます。

8月8日に地域公共交通会議が開催され、10月から本格運行する吉野地区、志比南地区の近助タクシーについてご承認をいただきました。現在、両地区においては試走運行を通じ、町内の医療機関やスーパー等への日常の足としてご利用いただいております。

本格運行まで約1か月となることから、9月に地区説明に入り、安全な運行はもちろんのこと、利用者登録や定期券販売などについて丁寧にご説明をさせていただき、利用される方々の不安材料を解消した上で本格運行に移行してまいります。

次に、移住・定住事業について申し上げます。

8月27日に永平寺町在住の福井県の移住サポーターでもあります山崎チャナ智美さまをゲストスピーカーとして迎え、移住定住交流会を四季の森複合施設で開催いたしました。

これは、実際に永平寺町に移住された方や、永平寺町への移住を検討されている12名の参加者の方から、永平寺町の印象や地方移住の決め手、移住後の変化などについてのリアルな声を伺い、事業推進に反映することを目的としています。ここでお聞きした貴重なご意見、ご提案については真摯に受け止め、今後の移住・定住に関する新たな事業展開につなげてまいりたいと考えております。



ところで、令和3年8月から令和4年7月までの1年間の社会増減を見ますと、プラス59人と転入増となりました。同時期における平成26年の社会増減はマイナス68人、その以前もマイナスであり、転出超過の状況が続いていました。

しかしながら、平成27年にまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、それに基づく子育て支援や交流・関係人口を増やす複数の施策を着実に取り組んできたところ、ようやくその効果が現れ、令和元年度はマイナス14人、令和3年度はプラス59人と成果が数値に現れるようになってまいりました。

過去3年間の住まいる定住応援支援事業の住宅取得補助件数も、町外からの転入者が補助全体の5割を超えるなど、永平寺町への人の流れが進んでいることから、今後も関係機関と連携を図り、移住・定住事業を推進してまいります。

次に、ふるさと納税事業について申し上げます。

今年度も全国各地から永平寺町を応援しようとする方々から寄附金が寄せられております。7月末現在においては、昨年度より件数で26.1%増の459件、金額ベースで17.4%増の1,601万1,000円の寄附が寄せられました。引き続き町内事業者の皆様から魅力ある返礼品の提供を通じ、より一層の寄附を目指すことで、地域産業の活性化と自主財源の確保を図ってまいります。

また、今年度より企業版ふるさと納税の制度を活用した地方創生事業の推進に取り組んでいます。8月よりスポーツ振興によるまちづくりのために募った寄附金は、来春発足する北陸電力ブルーサンダーを母体とした永平寺町を本拠地とするクラブチームの支援や、町内スポーツ団体への支援に活用を予定しております。

今後も、永平寺町外に本社を有する企業が寄附という形で、永平寺町まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけられた、地方創生の取組を応援できるよう、様々な手法で制度周知に努めてまいります。

次に、ごみ減量化の取組について申し上げます。

これまでの課題となっておりましたごみの減量化につきましては、住民の皆様一人一人への広報、啓発が重要であると認識しているところでございます。これまでも広報紙や配布物を活用して啓発に取り組んでいるところですが、本年10月からごみ収集車両の車体にごみ減量や環境保全などの目標をラッピングし、町内を巡回することで住民の皆様の目に触れるようにします。一人でも多くの町民の皆様に、ごみ減量化への意識を広めることで、町内の環境美化や住みよいまちづくりの推進の輪の広がりにつなげてまいります。

次に、幼稚園・幼稚園における使用済み紙おむつの処理について申し上げます。

8月1日より全ての幼稚園・幼稚園で使用済み紙おむつを町が責任を持って処分するよう取扱いを変更し、子育て世代の育児負担軽減に取り組んでおります。

長年、使用済み紙おむつは保護者の方に持ち帰っていただく取扱いを行ってききましたが、使用済み紙おむつを持ち歩くことへの衛生面の不安、持ち帰る紙おむつを個人別に仕分けする保育士の負担など課題も生じていたこともあり、使用済み紙おむつの処分を見直したところでございます。

今後も、子育て世帯に寄り添い、育児負担の軽減と環境整備に努め、さらなる保育サービスの向上に努めてまいります。

次に、学校教育について申し上げます。

小中学校では夏休みが終わり、あす8月30日から学校が始まります。新型コロナウイルス感染症につきましては、夏休み中も町内の児童生徒に多くの感染者が出ております。このことから、体調不良時の登校自粛などについて、改めて保護者をお願いするとともに、体育祭、文化祭などの学校行事や縦割り班などの通常の活動について校長会との協議を行いました。これまでも様々な感染防止策を講じてまいりましたが、マスク、手洗い、換気、ソーシャルディスタンスの確保、体調管理などの基本的な取組を継続しながら、可能な限りの対応を行ってまいります。

また、熱中症対策といたしましては、熱中症警戒アラートなどの情報を収集するとともに、こまめな水分補給、状況に応じてマスクを外す指導、体育の内容を運動から保健に切り換えるなどの対応取っております。7月に配布した塩分タブレットや経口補水液も活用し、熱中症の防止に努めてまいります。

次に、共生社会の取組について申し上げます。

8月6日に男女共同参画推進講演会を開催しました。講師に、日本商運株式会社代表取締役社長、平木ひとみ氏をお招きし、共生社会についてのご講演をいただきました。平木社長は、女性の立場からご自身の経験や独自の視点を交え、女性の活躍推進と多様性を生かした職場づくりについて、分かりやすくお話しくださいました。

また、若い世代に理解が深まりつつあるLGBTQについて考える講演会の開催も予定しており、LGBTQをテーマにした動画配信などを行っているYouTuberのかずえちゃんをお招きし、参加者とともに多様な性に正しい知識と理解を深めたいと考えております。

これらの共生社会の実現を目指す取組を通じて、誰もが性別などに関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる活力あるまちづくりを推進してまいります。

次に、社会教育活動について申し上げます。

永平寺町文化祭も3年ぶりの開催が実行委員会により決定され、10月30日から31日の2日間の開催に向け準備を進めています。その他の各種イベントにつきましても、関係者の皆様とご相談しながら、ウイズコロナに対応した開催の在り方を模索し、社会教育活動の推進に努めてまいります。

それでは、本定例会にご提案いたします議案等について申し上げます。

本定例会に提出いたします案件は、令和3年度永平寺町財政健全化判断比率等の報告についての報告案件が1件、令和4年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての承認案件が1件、令和3年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定について、をはじめとする認定案件が2件、令和4年度永平寺町一般会計補正予算について、をはじめとする予算案件が5件、永平寺町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について、をはじめとする条例案件が2件、永平寺町過疎地域持続的発展計画の策定についての計画策定案件が1件、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についての人事案件が1件の計13件でございます。

それぞれの議案につきましては、上程の際、ご説明いたしますので、何とぞ慎重にご審議いただき、妥当なご決議を賜りますようお願い申し上げます。

以上、本定例会の開会に当たり、町政に対する所信の一端と議案について申し述べさせていただきました。

議員各位におかれましては、町勢発展に向けて一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます、開会のご挨拶といたします。

よろしく申し上げます。

～日程第4 報告第3号 令和3年度永平寺町財政健全化判断比率等の報告について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第4、報告第3号、令和3年度永平寺町財政健全化判断比率等の報告について、を議題とします。

なお、監査委員より審査意見書が提出されております。意見書の朗読を省略し、報告を求めます。

町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました報告第3号、令和3年度永平寺町

財政健全化判断比率等について報告をさせていただきます。

令和3年度永平寺町財政健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率につきましては、監査委員の意見を付して議会へ報告するものです。5つの指標を用いて表されるものであります。

本町の指標は、本年も国の定める長期健全化基準、財政再生基準の2段階の基準をいずれも下回っており、健全団体の基準内となっております。

5つの指標の状況についてご報告申し上げます。

実質赤字比率につきましては、一般会計の赤字の程度を指標化して財政運営の悪化の度合いを示すものです。本町においては、黒字となっており、健全性が確保されております。

連結実質赤字比率につきましては、一般会計、特別会計、企業会計の全ての会計を合算し、赤字の度合いを指標化したものですが、本町では全ての会計が黒字となっており、健全性が確保されております。

実質公債比率につきましては、地方債の返済及びこれに準ずる額の大きさを指標化して、町の収入に対する負債返済の割合を示したもので、平成31年から令和3年度までの3か年の平均で表される令和3年度の実質公債比率は7.9%となり、昨年の7.7%と比較しますと0.2ポイント上昇いたしました。これは、据置期間が終了した大型公共事業の償還が始まったことなどが影響しておりますが、健全性は確保されております。

将来負担比率につきましては、地方公共団体の一般会計等の借入金、いわゆる地方債や将来支払っていく可能性のある負担等について、起債残高を指標化して将来の財政を圧迫する可能性の度合いを示したものです。令和3年度の将来負担比率はマイナス計上となり、健全化が進んでいる状況です。

最後に、公営企業における資金不足比率につきましては、上水道事業会計や下水道事業会計などの実質収支額の赤字及び資金不足はなく、全ての会計で黒字となっており、問題はないと判断されます。

なお、議案書の3ページから6ページにつきましては、8月8日に実施されました令和3年度永平寺町財政健全化判断比率等の審査結果と意見について、監査委員より提出されたものであります。

以上、令和3年度永平寺町財源健全化判断比率等の報告とさせていただきます。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 本町の財政健全化比率等については、どれを見ても非常に健全だということを示されています。

そういう中において、一つだけお聞きしたいのは、決算書についても出ていますが、一般会計の基金計、174ページにありますけれども、積立てがやっぱり取崩しを引いてもかなりの金額になっているということもあります。これが毎年のように繰り返されているんですが、こういう状況についてはどう見ておられるのか。

僕はこういうコロナ禍、本当に住民の生活が大変な中で、物価高騰への支援とか、いろんな資材高騰への支援とか、そういうことで使われることも大事だし、町の中小企業の業者の皆さんの、いろんな町内の公共事業の発注を増やしてみることも、可能ではないかなと思うのですが、その辺はどうお考えでしょう。

○議長（中村勘太郎君） 町長。

○町長（河合永充君） まず、コロナ禍の中でここ数年、最初予算を組んで執行していくわけですが、コロナ禍の中でどうしても執行ができなかった事業、それを流すというのもありましたし、またコロナ交付金、いろいろな国からの支援も入ってくる中で、臨機応変に各定例会でいろいろご提案をさせていただいて、町民の支援に努めているところで、この2年につきましては、ちょっとイレギュラーな予算の組み立ての状況になっているかなというふうに思っております。

そして、公共事業もいろいろな町民性の中で、大雪もいろいろ続いてきている中で、インフラの修理や、そういったことに対して、年々予算を上げていく対応もしております。

また、基金については、どちらかというは今永平寺町、これから子育て環境でしたり、いろんな公共施設の見直し、そういった将来につなげるために目的基金、ちょっと今、財調も膨らんできましたが、しっかりと目的基金に積んで将来のそういう急な支出に備える、こういったことも大切かなというふうに思っております。

ただ一方、今、合併特例があと数年で終わる中で、これも役場内、特に財政課と協議をしているのですが、この数年の間、この合併特例は有利な起債ですので、これを活用して多少前倒しても将来に備える投資を検討していこうということで、それについてはまた来年度予算の中で、皆様にこういったところでというのはご説明できるのかな、というふうに思っておりますので、またよろしく願ひ

します。

補足があれば、財政課長。

○議長（中村勘太郎君） 財政課長。

○財政課長（森近秀之君） 基金につきましては、確かに今、ここ3年積んでいる状況です。

ただ、やはり財政調整基金と申しますと、今、南越前町でもありましたけれども、やはり災害時における緊急の費用、特に東日本大震災におきましては、いわゆる32兆円使っているということで、簡単に計算しますと1人当たり25万円使っていると。そうなると、国からの援助はあると思いますけれども、少なくともその半分ぐらいの金額と人口を掛けたものぐらいは、やはり町としては積んでおきたいといった思いもあります。

今、基金そのものを投入してということでございますけれども、やはり国からの交付金も頂いてございます。こうしたものをまず活用させていただき、これが今後続くかどうかもちよっと見えないところでございます。ですから、やはりこれからこの基金を使って、いわゆる経済対策とかそういったもの、また今ほど町長申しましたとおり、やはりゼロカーボン化に向けた取組といったものがこれから重要になってまいります。こうしたものをこの基金、また合併特例債を使って近いうち、何年かの中で投資をしていきたい、というふうにも思っているところですので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） 6番、金元君。

○6番（金元直栄君） よく合併特例債が、合併特例算定も終わって合併特例債も終わるといふことと、これから先、財政については実際厳しくなるのではないかといふこと言われているのはよく聞いています。

ただ、私が思うのは、やっぱり自治体の将来を見据えたとき、じゃいつ頃まで見据えて財政を運営していくのかというのと、遠い将来のことについては、自治体の性格上、考えることはなかなか難しいし、必要ないのではないかなと思います。ただ、10年先という、それくらいは必要なのだろうというのは思います。

だから、そういうときにやっぱり時々において必要なお金をどう地域に還元していくか、地域の雇用や生活条件の改善なんか役立てていくかというのは非常に大事なことで、そういうことがやっぱり最近ちょっと積立てがある意味、言い方を変えると順調過ぎるといふんですか。順調過ぎるのがいいのかどうかというのは考える、こういう災害時ですから、災害といったら二重の災害がありますよ

ね。特にコロナについてはコロナ特例交付金がちゃんと来ているということもある。それから、南越前町は本当に大変だったと思うんですが、ああいう大変な災害については、きちっとやっぱり激甚災害に指定されれば、それなりの補助もあるわけですから。

そういう中で、例えば課長が言いましたように、もし全壊とか床上浸水とかいうことがあった場合、そういう人たちにどういう見舞いをしていくかということ是非常に大事だと思います。

福井県はたしか足羽川の災害のときに、国の指定を待たずに県独自でも支援したと思うんですね。これ全国から評価され意義もあったと思うんですが、そんなことをやっぱり考えていると、今具体的に考えているというのなら分かるんですが、そういうのが現実的にない中で、やっぱりそれなりの基金は、こういう自治体にしては十二分にある状況だと思うんですね。そういうところをしっかりとやっぱり考えていくべきでないかなと。

もう少しその辺、町民の生活にも目を、十分しているということをおっしゃると思うんですが、そういうところにも及ぶようないろんな対策をお願いしたいと思います。活用を。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） コロナ禍の中で、一般会計の予算規模についてはやっぱり増えているところもあると思います。

それともう一つ、これから少子・高齢化と社会も大きく変わる。例えば、役場は今すぐどうのこうのではありませんですけども、この建物ももう60年たっている建物の中で、じゃ20年後のときにまた耐震をするのか、改修をするのか、いろいろな選択肢が求められるのか、あとまた解体、この公共施設は公共施設再編計画の中でもあります、解体だとかそういったときにも、今、解体の費用物すごく、大体大きな施設になりますと5,000万、6,000万、これについては国の支援とか県の支援がなかなかない中で、やはり次に備えるためにしっかりと基金を積む。

ただ、金元議員おっしゃいますように、今財調は23億積み上がりました。今年度、またこれは特別基金、目的基金に振り分けていきます。今おっしゃられたいざ災害が来たときにすぐ使えるように、やっぱり15億程度は財調として確保しておきたいなというふうに思います。

大雪のときには大体4億以上、30豪雪のときにはふだんより4億円ぐらいち

よっと大きくかかったこともあります。ただ、今回の南越前町とかいろんな水害、また地震を見ますと、やはり10億以上急に支援が求められる案件もあるかなと思いますので、いろいろな財調の指標はありますが、今15億程度で一回調整をしていけたらなというふうに思っております。

あと、そういった点で目的基金を持つのは、決して遠い将来のためではなしに、5年、10年、いろいろなときのために基金を持っていくことによって、次の世代に負担をかけない、そういったいろいろな施策につながるなと思いますので、しっかりと住民生活を第一に考えながら、将来のことも備えていきたいなと思っておりますので、またご指導よろしく申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） 6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 今、初めて聞いたのは、災害のために積立てしたいということで15億ぐらい。初めてやと思うんです。今までも聞いたんですかね。僕は初めてじゃないかな。

ただ、これまでは財調一辺倒の基金積立てをしてきました。以前は。それを国に指摘されるおそれがあるよという部分で、各目的別に振り分けてきたという、僕らも指摘してきましたので知っているんですが、そういう基金の目的別とはいえ、具体的にどう使われるかというのはあんまりよく分からないところもありますので、そういう意味では時々やっぱりきちっと示しながら進めてもらいたいなと思います。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 財政調整基金につきましては、これまでも有効に柔軟に使える基金、いざというときに使える基金ということで、やっぱりこれも前からちょっと説明させていただいておりますが、災害とかそういったときの基準で大体これぐらい。前回、基金に回したときには13億余りを財調に残して、ほかを特別基金に、あれ3年か4年前、そのときに振り分けさせて、ただそのときの財調の基準は何やとなったときに、やっぱりいざという災害とかそういったときに柔軟に使えるというのが13億は維持しておきたいということで対応させていただいておりますので、また今回についてもそういった基準で進めさせていただきたいなと思っております。

○議長（中村勘太郎君） ほかにありませんか。

7番、森山君。

○7番（森山 充君） これ永平寺町財政健全化ということで、健全化をするそうい



った多分動きだと思いうんですけれども、例えばこれ、今年令和3年度は7.9というふうに出ていますけれども、例えば今までどういった値で推移してきたのか。これからどういうふうになりそうかというのがあれば教えてください。

○議長（中村勘太郎君） 財政課長。

○財政課長（森近秀之君） 今のご質問は、実質公債比率の話かと思っております。

実際、永平寺町合併したときは実質公債比率というのが19%程度でございました。それまでは年々下がっていったわけでございますけれども、それが平成28年度末で10%を切ったということでございます。昨年が7.7ですけれども7.9になったと。これは、要因としましては、先ほど町長述べました大型公共事業等の起債の償還が始まったというのが一つあります。

それで、下がってきている要因といたしますと、やはり起債の発行額よりも、起債の償還額が上回る形でということで、こうした額が減ってまいりますので、町といたしましては今後も発行額と償還額を見ながら、ただやはり事業を実施してきかなきゃいけない部分というのもございます。それらを加味して、今後の財政運営をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） 7番、森山君。

○7番（森山 充君） そうなると、今後はどうなりそうですかね。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今、健全化で7.9%までなってきましたが、これからやっぱり大型事業であったり、町にとって必要な事業、そういった大型事業が入りますとこの数値というのは上がってきます。

この数値も基準がありまして、ちょっと今資料ないんですけれども、何%を超えると起債も県の許可が要りますよ、何%を超えると国の許可が要りますよというふうになってきます。これも前後3年間の平均数値が入りますので、そういったことも想定しながら財政化課がこの投資は将来負担になるかどうか、一遍にやると一気に上がってしまうので、ちょっと何年かに分けてやろうかとかということになると思います。

決してこの数字が低い、高い、高くなったら財政が駄目だとかそういったのではなしに、適時適時に町民のための支出を健全に運用していくといえますか、こういったものを求められますので、基準内を超えないような中でやっていくということが求められているかなと思いますので、一つの指標として見ていただければなと思います。

○議長（中村勘太郎君） 財政課長。

○財政課長（森近秀之君） 今ほどの数字でございますけれども、実質公債比率が18を超えるといわゆる許可制になってくると。

財政判断指標の資料にあります早期健全化基準というのがあります。これは25%という数字。これはもうこの数字を超えると本当に危ないよと。財政再生基準というのが35%ですから、町としましては18とまではいきませんが、なるべく10%前後の数字で、財政の計画を立てていかなきゃいけないな、というふうには思っているところでございます。

○議長（中村勘太郎君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） ないようですから、質疑を終わります。

以上で、報告第3号、令和3年度永平寺町財政健全化判断比率等の報告についての件を終わります。

～日程第5 承認第10号 令和4年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第5、承認第10号、令和4年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました承認第10号、令和4年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書10ページをお開きください。

第1条において、歳入歳出予算の総額にそれぞれ356万5,000円を追加し、補正後予算総額を92億6,497万1,000円とお願いするものでございます。

まず、歳出予算についてご説明いたします。

16ページをお願いします。

上段、款2総務費、項1総務管理費、目9防災費では、8月4日から大雨により甚大な被害を受けた南越前町へのボランティアバス運行に係るバス借上料18万4,000円を計上しております。

款2民生費、項1社会福祉費、目6老人福祉施設費では、永平寺老人センター

永寿苑の健康相談室エアコンが経年劣化により故障し、修繕できないことから、エアコン取替えに必要となる施設整備工事費 87万8,000円を計上しております。

同じく款3民生費、項2児童福祉費、目4児童福祉施設費では、志比南幼稚園の消防設備点検において自動火災報知機の不備が報告され、修繕が必要となりましたので、修繕料28万6,000円を計上しております。

その下、款3民生費、項3災害救助費、目1災害救助費の寄附金30万円は、8月4日からの大雨により甚大な被害を受けた南越前町に対する災害見舞金を計上しております。

款8土木費、項5住宅費、目1住宅管理費では、8月4日に発生した落雷により志比塚団地の受水槽ポンプが停止し、仮復旧後に部品の取替えが必要となりましたので、修繕料19万8,000円を計上しております。

17ページをお願いします。

上段、款10教育費、項5社会教育費、目6文化会館費では、上志比文化会館サンサンホールの空調設備配管の異常により空調が停止することから、配管系統の改修及び機器調整に必要となる修繕料84万7,000円を計上しております。

同じく款10教育費、項6保健体育費、目2体育施設費では、8月4日の大雨により永平寺河川公園が冠水し、公園内にある侵入防止柵やベンチが倒れ、グラウンド内に流れ込んだ土砂の撤去が必要になったことから、復旧に要する修繕料87万2,000円を計上しております。

次に、歳入予算についてですが、これら歳出に対する財源といたしまして、前年度繰越金356万5,000円を計上させていただいております。

なお、この承認第10号につきましては、令和4年8月9日に専決処分いたしましたので、地方自治法の規定により議会の承認をお願いするものであります。

以上、承認第10号、令和4年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論なしと認めます。

採決します。

承認第10号、令和4年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認することに決しました。

～日程第6 議案第49号 令和3年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定について

～日程第7 議案第50号 令和3年度永平寺町上水道事業会計の剰余金処分及び決算認定について

○議長(中村勘太郎君) 次に、日程第6、議案第49号、令和3年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定について及び日程第7、議案第50号、令和3年度永平寺町上水道事業会計の剰余金処分及び決算認定についての2件を一括議題といたします。

なお、監査委員より、審査意見書が提出されております。意見書の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長(河合永充君) ただいま上程いただきました議案第49号、令和3年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定についてから、議案第50号、令和3年度永平寺町上水道事業会計の剰余金処分及び決算認定についてまでの提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第49号、令和3年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定についてご説明申し上げます。

地方自治法第233条の規定に基づきまして決算書を調整し、監査委員の決算審査を受けた後、監査委員の意見を付して議会に提出し、認定をお願いするものであります。

それでは、各会計の決算状況をご報告いたします。

決算書99ページをお願いします。

令和3年度一般会計につきましては、歳入総額は102億2,631万8,0

00円で、前年度に比べ13億5,657万8,000円、率にして11.7%の減となりました。歳出総額は97億4,329万9,000円、前年度に比べ14億9,653万3,000円の減、率にして13.3%の減となり、歳入歳出とも前年度を下回る規模となりました。

一般会計歳入歳出の差引額は4億8,301万9,000円ですが、翌年度への繰越明許繰越額が3,763万3,000円でございますので、この分を差し引きますと、歳入総額から歳出総額を差し引いた実質収支額は4億4,538万6,000円となります。

続きまして、特別会計についてご説明いたします。

まず、令和3年度永平寺町国民健康保険事業特別会計についてご説明いたします。

決算書114ページをお願いします。

歳入総額は17億6,793万7,000円で、前年度に比べ436万4,000円、率にして0.2%の増となり、歳出総額は16億3,302万2,000円で、前年度に比べ1,602万8,000円、率にして1%の減であります。

これにより実質収支額は1億3,495万5,000円となりました。

次に、令和3年度永平寺町後期高齢者医療特別会計についてご説明いたします。

決算書120ページをお願いします。

歳入総額は2億5,234万3,000円で、前年度に比べ141万8,000円、率にして0.6%の減となり、歳出総額は2億5,231万円で、前年度に比べ86万6,000円、率にして0.3%の減であります。

これにより、実質収支額は3万3,000円となりました。

次に、令和3年度永平寺町介護保険特別会計についてご説明いたします。

決算書134ページをお願いします。

歳入総額は21億9,358万6,000円で、前年度に比べ9,662万6,000円、率にして4.6%の増であり、歳出総額は20億7,958万1,000円で、前年度に比べ120万円、率にして0.1%の減であります。

これにより、実質収支額は1億1,400万5,000円となりました。

次に、令和3年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計についてご説明いたします。

決算書141ページをお願いします。

歳入総額は1億1,214万円で、前年度より2,115万3,000円、前

年度に比べ23.2%の増となり、歳出総額は9,685万4,000円で、前年度に比べ586万7,000円、率にして6.4%の増であります。

これにより、実質収支額は1,528万6,000円となりました。

次に、令和3年度永平寺町下水道事業特別会計についてご説明いたします。

決算書152ページをお願いします。

歳入総額は6億36万8,000円で、前年度に比べ320万7,000円、率にして0.6%の減であり、歳出総額は億9,526万6,000円で、前年度に比べ50万7,000円、率にして0.1%の増であります。

翌年度への繰越明許費繰越額が10万円でございますので、この分を差し引きますと実質収支額は500万2,000円となります。

次に、令和3年度永平寺町農業集落排水事業特別会計についてご説明いたします。

決算書の160ページをお願いします。

歳入総額は1億8,103万4,000円で、前年度に比べ3,285万2,000円、率にして15.4%の減となり、歳出総額は1億8,097万2,000円で、前年度に比べ2,846万円、率にして13.6%の減であります。

これにより実質収支額は6万2,000円となりました。

次に、令和3年度永平寺町土地開発事業特別会計についてご説明いたします。

決算書166ページをお願いします。

歳入総額は1,459万5,000円、前年度に比べ609万3,000円、率にして29.5%の減、歳出総額は1,343万円、前年度に比べ725万8,000円、35.1%の減であります。

これにより、実質収支額は116万5,000円となりました。

一般会計及び各特別会計とともにいずれも黒字決算であります。

続いて、令和3年度基金についてご説明いたします。

決算書174ページ中段の表をお願いします。

まず、財政調整基金をはじめとする一般会計分の基金総額は、前年度末現在高から6億4,137万4,000円を積み立て、1億5,476万円を取り崩しましたので、46億9,164万4,000円であります。

次に、特別会計関係の基金ではありますが、国民健康保険基金及び介護給付費準備基金は元金の積立て及び取崩しともにありません。

令和6年度に移行する公営企業会計化の準備として、下水道事業基金に500

万円、農業集落排水事業基金に300万円積み立てました。

議案書19ページのとおり、決算審査終了後に監査委員から提出された意見書を遵守し、より効果的、健全な予算執行に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、議案第50号、令和3年度永平寺町上水道事業会計の剰余金処分及び決算認定についてご説明申し上げます。

地方公営企業法第30条第4項の規定に基づきまして、決算書を調整し、監査委員の決算審査を受けた後、監査委員の意見を付して議会に提出し、認定をお願いするものでございます。

あわせて、地方公営企業法第32条第3項の規定に基づきまして、剰余金処分の議決をお願いするものでございます。

初めに、決算についてご説明申し上げます。

議案書の114ページをお願いします。

収益的収支の成果を表す損益計算につきましては、営業費用の原水及び浄水費及び配水及び給水費の委託料並びに修繕費が前年度より増加し、あわせて試算減耗費も増加したことから、純利益は前年度より減の8,009万9,000円となったところでございます。

次に、議案書の115ページ、116ページをお願いします。

財産総額を表します貸借対照表につきましては、資産の減価償却が進んだことから資産の額及び負債、資本の合計額はそれぞれ32億7,759万円となったところでございます。

次に、剰余金の処分についてご説明申し上げます。

上水道事業会計決算書8ページをお願いします。

剰余金の処分につきましては、資本的支出の補填財源として取崩しを行った積立金8,300万円を資本金に組み入れる処分と、さきにご説明いたしました純利益8,009万8,608円を減債積立金に401万円、建設改良積立金に7,608万8,608円積み立てる処分をお願いするものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑に入ります。

まず、議案第49号、令和3年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定について。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第50号、令和3年度永平寺町上水道事業会計の剰余金処分及び決算認定について。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています日程第6、議案第49号及び日程第7、議案第50号の2件を会議規則第39条第1項の規定により、予算決算常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

よって、本件を予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

委員会におかれましては、閉会中に審査をしていただき、審査の結果を議長に提出していただきますようお願いいたします。

～日程第8 議案第51号 令和4年度永平寺町一般会計補正予算について～

～日程第9 議案第52号 令和4年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算について～

～日程第10 議案第53号 令和4年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について～

～日程第11 議案第54号 令和4年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について～

～日程第12 議案第55号 令和4年度永平寺町上水道事業会計補正予算について～

○議長(中村勘太郎君) 次に、日程第8、議案第51号、令和4年度永平寺町一般会計補正予算についてから日程第12、議案第55号、令和4年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまでの5件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長(河合永充君) ただいま一括上程いただきました議案第51号、令和4年度永平寺町一般会計補正予算についてから議案第55号、令和4年度永平寺町上水



道事業会計補正予算についてまでの5件について、提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第51号、令和4年度永平寺町一般会計補正予算について、議案書によりご説明申し上げます。

議案書119ページをお開きください。

第1条において、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,457万1,000円を追加し、補正後予算総額を94億8,954万2,000円とお願いするものです。

議案書128ページより歳出の記載がございますので、各歳出の主なものについて順次ご説明させていただきます。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費では、企業版ふるさと納税の普及のためチラシ作成に要する印刷製本費、また新型コロナウイルス感染症対策事業として、えちぜん鉄道及び京福バスに対し公共交通事業者運行維持支援金として1,604万4,000円を計上しております。

目4財産管理費では、松岡木ノ下の町有地売却予定地の不動産鑑定業務や新型コロナウイルス感染症対策事業として庁舎内のトイレ改修等、また会議室においてソーシャルディスタンスを確保するための会議用機の購入費として966万円を計上しております。

目5企画費では、環境政策を推進するため施設の脱炭素化に向けた公共施設の現地調査及び太陽光等の発電施設導入のための調査費用や、移住・定住の促進に向けたプロモーション制作、また竹原地区コミュニティ会館整備支援事業補助金など673万9,000円を計上しております。

目7支所費では、支所会議室のコロナ対策として、本庁同様会議用機の備品購入費として89万1,000円を計上しております。

目9防災費では、避難所での災害時における外部給電可能な車両から電源供給を可能とするための工事費や、町内会に対する消防施設整備補助金など497万2,000円の予算を計上しております。

129ページ、款2総務費、項2徴税费、目2賦課徴収費では、ペーパーレス化の推進や業務時における人的接触回避を目的に、データによる取込み連携を図るためシステム構築に係る経費や、税務申告による税額更正により生じる還付金など1,084万5,000円を計上しております。

その下、款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費では、

戸籍事務の情報システム整備に係る委託料44万円を計上しております。

下段、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費では、新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢の影響による燃料費高騰への対応として、町内の訪問系及び通所系の福祉事業に対する燃料価格高騰対策支援補助金など126万5,000円を計上しております。

目6老人福祉施設費では、コロナ禍の中、安全に筋力トレーニングができるよう、設備更新に係る備品購入費や永寿苑のトイレ改修など854万1,000円を計上しております。

130ページ、目7健康福祉施設費では、開業10年目を迎え施設の健全な運営、営業を行うための設備の修繕や施設の改修費用として884万9,000円を計上しております。

款3民生費、項2児童福祉費といたしましては、新型コロナウイルス感染症により職員に欠員が生じる事態に対応するため、臨時的応援に入る保育士採用に係る経費や感染拡大の徹底防止のため、幼稚園、児童クラブ、児童館のトイレ改修費、また子育て世代の負担軽減を図るため、幼稚園での使用済みおむつを保管するボックス購入費用など1,374万2,000円の予算を計上しております。

131ページ上段、款4衛生費、項1保健衛生費、目3環境衛生費では、新型コロナウイルス感染拡大の長期化により、町民の経済的影響が強くなる中、上水道事業が実施する基本料金の減免に対する負担金など5,375万3,000円の予算を計上しております。

款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費では、農業用肥料などの高騰により生産性に影響が出る中、対象作付面積10アール以上の農業者に対し、10アール当たり5,000円の助成を行うとともに、農業経営改善事業として農作業の省力化、ホームページを作った販路開拓や農業経営環境整備などに対する補助金など、農業者支援予算として4,082万7,000円を計上しております。

131ページ下段から132ページの款7商工費、項1商工費、2目商工振興費では、えい坊館施設管理に要する経費や道の駅の運営管理に要する経費、また新型コロナウイルス感染症の長期化や原油価格の高騰による町内事業者への経営環境改善を支援する補助金など2,434万円を計上しております。

中段、款8土木費、項4都市計画費、目2公園費では、来年閉園を予定している松岡西幼稚園の跡地を公園として活用するため、基本計画策定費用として17

1万6,000円を計上しております。

下段、款9消防費、項1消防費、目1常備消防費では、コロナ禍の中救急隊員への感染リスクの軽減を図るとともに、有効な救急救命処置を行える自動心臓マッサージ器の整備や、目2非常備消防費では、消防団員の装備品整備に係る経費として415万3,000円の予算を計上しております。

133ページ、款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費では、北信越大会に進出した永平寺中学校卓球部、北陸吹奏楽コンクールに出場した上志比中学校吹奏楽部に対し、学校体育出場文化事業補助金として27万円を、項3中学校費、目1学校管理費では、松岡中学校理科教材の購入、また目2教育振興費として、コロナ禍におけるソーシャルディスタンス確保の必要性から、バスの種類及び台数変更に伴う保護者負担の増額分に係る費用など157万4,000円の予算を計上しております。

項4幼稚園費、目1幼稚園費では、幼稚園同様使用済みおむつ保管ボックス購入費として3万4,000円を計上しております。

134ページ、項5社会教育費、目1社会教育体育総務費では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、公民館活動を分散して行うのに必要となる会議用机及びスポーツミラーの購入を、また目2文化財保護費では、埋蔵文化財の試掘調査に必要となる予算の増額分として169万9,000円の予算を計上しております。

中段、項6保健体育費、目2体育施設費では、永平寺緑の村ふれあいセンターにおいて毎年屋根からの落雪防止のため、玄関周辺の仮設屋根を設置していましたが、本年の降雪に対応するための屋根雪落下防止工事費、目3学校教育費においては、地場産の材料を使った給食を提供するための費用、また調理員の不足を人材派遣により確保するための経費など968万7,000円を計上しております。

下段、款15災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費では、令和4年8月3日の豪雨により発生した2か所の農地災害復旧予算として438万6,000円を計上しております。

次に、歳入についてご説明いたします。

126ページから127ページをお願いします。

歳入財源では、款15国庫支出金として、国民健康保険会計のシステム改修に係る国庫負担金として16万5,000円、国庫補助金では、新型コロナウイルス

ス感染症対応地方創生臨時交付金1億5,942万2,000円、民生費、教育費関係の国庫補助金など合わせて1億6,554万4,000円、款16県支出金では、中山間地域等直接支払制度補助金や福井産給食推進事業補助金など208万4,000円を計上しております。

そのほか、款18寄附金では、企業版ふるさと納税寄附金として100万円、127ページ、款21諸収入では、市町振興協会市町交付金など雑入として790万6,000円、また本年度より過疎債の発行が可能となり、款22町債として4,860万円など総額2億2,457万1,000円の歳入予算を計上させていただきます。

次に、123ページをお願いします。

地方債の補正についてご説明いたします。

今回の補正予算の財源として、過疎対策事業債の発行を予定しており、限度額4,860万円とお願いするものであります。

以上、令和4年度一般会計補正予算の提案理由の説明とさせていただきます。

次に、議案第52号、令和4年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算についてご説明させていただきます。

137ページをお願いします。

第1条、歳入歳出補正額23万6,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を16億3,920万6,000円とお願いするものであります。

歳出についてご説明いたします。

143ページ、総務費、項1総務管理費、目1一般管理費では、未就学児均等割の変更に伴うシステム改修委託料として16万5,000円を計上しております。

保険給付費といたしましては、新型コロナに感染し勤務できず、賃金が得られなかった被保険者から傷病手当の支給申請があり、今後の申請見込みを含め7万1,000円を計上したものでございます。

なお、財源といたしましては、県支出金7万1,000円、一般会計繰入金16万5,000円を充当しております。

以上、令和4年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算の提案理由の説明とさせていただきます。

次に、議案第53号 令和4年度永平寺町介護保険特別会計補正予算についてご説明させていただきます。

146ページをお願いします。

第1条、歳入歳出補正額6,868万7,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を22億8,111万2,000円とお願いするものであります。

歳出についてご説明いたします。

152ページ、款10諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2償還金では、令和3年度の介護給付費及び地域支援事業の精算により、国、県、支払基金に対する返還金が生じたため6,868万7,000円の予算を計上するもので、財源といたしましては、前年度繰越金を充当しております。

以上、令和4年度永平寺町介護保険特別会計補正予算の提案理由の説明とさせていただきます。

次に、議案第54号、令和4年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について提案理由のご説明をさせていただきます。

155ページをお願いします。

第1条、歳入歳出補正額79万9,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を1億6,992万9,000円とお願いするものであります。

歳出についてご説明いたします。

161ページ、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費では、平成8年に当時の上志比村と地権者との売買により取得した農業集落排水処理場用地が未登記であったことが判明し、分筆及び所有権移転登記に要する費用として79万9,000円を計上するもので、財源といたしましては、一般会計繰入金を充当しております。

以上、令和4年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算の提案理由の説明とさせていただきます。

最後に、議案第55号、令和4年度永平寺町上水道事業会計補正予算についての提案理由の説明をさせていただきます。

172ページをお願いします。

新型コロナウイルス感染症の長期化に伴い、原油価格や物価高騰の現状を踏まえ、町民及び町内事業者への生活支援策として、上水道料金の基本料金及びメーター貸付料を9月検針分から来年2月検針分までの6か月減免するため、既決予算の営業収益を5,370万円減額し、営業外収益として一般会計補助金5,370万円を追加するものです。

以上、議案第51号、令和4年度永平寺町一般会計補正予算についてから、議

案第55号、令和4年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまでの提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） 暫時休憩します。

（午前11時23分 休憩）

---

（午前11時35分 再開）

○議長（中村勘太郎君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

～日程第13 議案第56号 永平寺町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第13、議案第56号、永平寺町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第56号、永平寺町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について提案理由のご説明を申し上げます。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき、永平寺町過疎地域持続的発展計画において、地域の持続的発展を目的として、上志比地区全域を産業振興促進区域と定めております。今後、区域内での産業振興を図るため、設備を取得する事業者に対し、固定資産税の課税免除を行うため、条例の制定をお願いするものでございます。

なお、課税免除を行った場合には、減収分の4分の3が普通交付税にて補填されるものでございます。

議案書173ページをお願いします。

第1条では、対象業種の範囲を定めております。特別措置法の規定により、対象業種は製造業、情報サービス業と農林水産物等販売業、旅館業の4業種でございます。

次に、第2条では、課税免除の要件について定めております。対象となる設備は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までに取得した事業に係る建物、機械及び装置並びに事業の用に供する建物の敷地でございます。また、取得金額

については資本金の規模等に応じて定めているところであります。

第3条では、課税免除期間を定めており、初めて課税される年度から3か年度分でございます。

第4条では、課税免除期間中に相続による事業承継があった場合、課税免除も承継することを定め、第5条で免除申請の規定、第6条で免除の取消について定めているところでございます。

そのほか、第7条の規定により必要な事項につきましては別に定めることとしております。

なお、附則としてこの条例は公布の日から施行するとしています。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第14 議案第57号 永平寺町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第14、議案第57号、永平寺町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第57号、永平寺町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由のご説明を申し上げます。

議案書175ページをお願いします。

この条例改正は、妊娠、出産、育児等の両立支援を目的として、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所用の改正を行うものです。

改正条例において、第2条第3号では、取得要件の一つである任用期間を、「子が1歳6か月に達する日まで」を、「子の出生時から起算して8週間と6か月が経過する日まで」に改正をします。このことにより、取得できる職員の範囲が広がることとなります。

議案書176ページをお願いします。

第2条の3第3号の改正では、非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を、子が1歳6か月到達日とする要件について、夫婦交代での取得や特別な事情がある場合の柔軟な取得を可能とするものです。

第2条の4の改正は、これまで特別な事情による育児休業の取得の上限が1歳6か月までだったのを2歳までの取得ができるようにするものです。

議案書177ページをお願いします。

本則最後ですが、第11条第6号の改正は、育児短時間勤務の申請をする際の様式を変更するものです。

なお、附則においてこの一部改正条例の施行日を、令和4年10月1日とするものです。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第15 議案第58号 永平寺町過疎地域持続的発展計画の策定について～

○議長（中村勘太郎君） 次に日程第15、議案第58号、永平寺町過疎地域持続的発展計画の策定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第58号、永平寺町過疎地域持続的発展計画の策定について提案理由のご説明を申し上げます。

本計画策定の経緯としまして、令和2年度に実施されました国勢調査結果の確定値が令和3年度に公表され、過疎地域の持続発展の支援に関する特別措置法第2条の規定にされている人口要件である高齢者比率や人口減少率を超過する結果になったことで、令和4年7月に本町の一部地域、上志比区域が過疎地域として追加されることとなりました。

こうした背景から、本町の人口減少対策を取りまとめた第2期永平寺町まち・ひと・しごと創生総合戦略を踏まえ、地域の持続的発展に向けた指針として、永平寺町過疎地域持続的発展計画を策定することとしました。

さらに、本計画は普通交付税措置がある有利な起債となる過疎対策事業債の発行や企業進出の支援となる国税、地方税の特例支援措置が受けられるなど過疎地域のまちづくりに資する計画であります。

このたび県への事前協議を行い、8月に計画に対し同意が得られましたので、過疎地域の持続発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。



よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

～日程第16 諮問第1号 永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第16、諮問第1号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました諮問第1号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について提案理由のご説明を申し上げます。

永平寺町人権擁護委員1名が本年12月末をもって任期満了になるため、新たに永平寺町石上第23号32番地、南部充洋氏を候補者として法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

南部氏は、長年にわたり教員として活躍され、人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について深い理解があり、これまでの知識を生かし、積極的に活動を行っていただけの方です。

なお、略歴等については記載のとおりでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご意見賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、南部充洋君を適任とすることです。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についての件は、南部充洋君を適任とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

（午前11時45分 休憩）

---

（午前11時47分 再開）

○議長（中村勘太郎君） 休憩前に引き続き再開します。

本件は、お手元に配付しました意見のとおり答申したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についての件は、お手元に配付しました意見のとおり答申することに決定いたしました。

～日程第17 議員派遣の件～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第17、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、地方自治法第100条第13項及び会議規則第128条の規定により、お手元にお配りいたしましたとおり派遣することにしたいと思います。なお、派遣期間、派遣場所、派遣議員等の変更については、議長に一任したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件はお手元に配りましたとおり派遣することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

（午前11時48分 休憩）

---

（午前11時48分 再開）

○議長（中村勘太郎君） 休憩前に引き続き再開します。

お諮りいたします。

これをもちまして、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれをもちまして散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

本日はこれをもって散会します。

なお、明日8月30日から9月4日までを休会といたしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

よって、明日8月30日から9月4日までを休会といたします。

9月5日は、午前10時より本会議を開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願いいたします。

本日はどうもご苦労さまでございました。

(午前11時49分 散会)